

平成30年度宇治市12月補正予算の概要

1. 補正予算規模

(単位:千円)

議案番号	会計	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額	
97	一般会計(第7号)	63,789,623	△ 98,801	63,690,822	
98	国民健康保険事業特別会計(第1号)	18,758,000	△ 9,629	18,748,371	
99	介護保険事業特別会計(第2号)	14,549,107	△ 14,406	14,534,701	
100	水道事業会計(第2号)	水道事業費用	3,589,285	△ 6,084	3,583,201
		資本的支出	2,753,198	0	2,753,198
		合計	6,342,483	△ 6,084	6,336,399
101	公共下水道事業会計(第1号)	下水道事業費用	5,411,861	△ 5,365	5,406,496
		資本的支出	5,997,901	△ 13,585	5,984,316
		合計	11,409,762	△ 18,950	11,390,812

2. 職員給等補正予算の主要事項

No.	事業名及び事業概要	事業費 / 一般財源
-----	-----------	------------

1 議員及び長等の特別職

(1) 議員

6月期に支給する期末手当の支給割合を、1.500月分から1.600月分とし、12月期に支給する期末手当の支給割合を、1.650月分から1.750月分とする(平成30年6月1日から適用)。

	期末手当		
	29年度	30年度	増減
6月期	1.500	1.600	0.100
12月期	1.650	1.750	0.100
計	3.150	3.350	0.200

(2) 長等の特別職

6月期に支給する期末手当の支給割合を、1.575月分から1.600月分とし、
12月期に支給する期末手当の支給割合を、1.725月分から1.750月分とする(平成30年6月1日から適用)。

	期末手当		
	29年度	30年度	増減
6月期	1.575	1.600	0.025
12月期	1.725	1.750	0.025
計	3.300	3.350	0.050

2 一般職

(1) 給料表を改定する(平成30年4月1日から適用)。

(2) 6月期及び12月期に支給する勤勉手当の支給割合を、それぞれ0.900月分から0.925月分とする(平成30年6月1日から適用)。

また、再任用職員の6月期及び12月期に支給する勤勉手当の支給割合を、それぞれ0.425月分から0.450月分とする(平成30年6月1日から適用)。

・ 一般職

	期末手当			勤勉手当		
	29年度	30年度	増減	29年度	30年度	増減
6月期	1.225	1.225	0.000	0.900	0.925	0.025
12月期	1.375	1.375	0.000	0.900	0.925	0.025
計	2.600	2.600	0.000	1.800	1.850	0.050

・ 再任用職員

	期末手当			勤勉手当		
	29年度	30年度	増減	29年度	30年度	増減
6月期	0.650	0.650	0.000	0.425	0.450	0.025
12月期	0.800	0.800	0.000	0.425	0.450	0.025
計	1.450	1.450	0.000	0.850	0.900	0.050

3 財政健全化推進プランにおける人件費等の削減

取組効果額……約1.4億円

市長・副市長・教育長の給料減額措置の拡大、管理職員の給料減額措置の拡大
職員定数の削減、全職員の昇給抑制など

(単位:千円)

		一般会計	国民健康保険事業特別会計	
議員		3,934		
特別職		△ 973		
一般職	給料	給与改定に伴う増加分	214	
		その他の増減分	△ 5,200 ◇職員の変動等に伴う増減分	
	職員手当	制度改正に伴う増加分	25,030 ◇勤労手当の改定に伴う増加分	395 ◇勤労手当の改定に伴う増加分
		給料額の改定に伴う増加分	5,264	118
		その他の増減分	△ 25,495	△ 3,601
	共済費		△ 3,171	△ 1,555
	計		△ 60,892	△ 9,629
合計		△ 57,931	△ 9,629	

(単位:千円)

		介護保険事業特別会計	
一般職	給料	給与改定に伴う増加分	189
		その他の増減分	△ 9,617 ◇職員の変動等に伴う増減分
	職員手当	制度改正に伴う増加分	396 ◇勤労手当の改定に伴う増加分
		給料額の改定に伴う増加分	106
		その他の増減分	△ 4,913
	共済費		△ 567
	計		△ 14,406

(単位:千円)

		水道事業会計	公共下水道事業会計	
一般職	給料	給与改定に伴う増加分	472	316
		その他の増減分	△ 4,172 ◇職員の異動等に伴う増減分	△ 8,890 ◇職員の異動等に伴う増減分
	手当	制度改正に伴う増加分	1,391 ◇勤勉手当の改定に伴う増加分	791 ◇勤勉手当の改定に伴う増加分
		給料額の改定に伴う増加分	248	170
		その他の増減分	△ 3,623	△ 7,763
	法定福利費	△ 400	△ 3,574	
	計	△ 6,084	△ 18,950	